

平成19年第1回東大和市議会定例会会議録第8号

平成19年3月28日(水曜日)

出席議員 (20名)

1番	粕谷久美子君	2番	大后治雄君
3番	長瀬りつ君	4番	二宮由子君
6番	中村庄一郎君	7番	粕谷洋右君
8番	押本治雄君	9番	石川庄太郎君
10番	関野杜成君	11番	西川洋一君
12番	藤原宏子君	13番	関田貢君
14番	関田正民君	15番	木下光雄君
16番	尾崎信夫君	17番	佐村明美君
18番	中間建二君	19番	松浦誠君
20番	下条学君	21番	小林知久君

欠席議員 (1名)

5番 森田憲二君

欠員 (1名)

事務局職員 (3名)

事務局長 石川和男君
主事 三浦文一君

議事係長 小島裕治君

出席説明員 (16名)

市長 尾又正則君
収入役 岸永通君
企画財政部長 浅見敏一君
総務部参事 並木俊則君
生活環境部長 内野章君
都市建設部長 氏井博君
社会教育部長 榎本豊君
総務部副参事 町田誠二君

助役 小飯塚謙一君
教育長 佐久間栄昭君
総務部長 渡辺和之君
市民部長 高杉豊君
福祉部長 関田実君
学校教育部長 並木清志君
財政課長 関田新一君
選挙管理委員会事務局長 高杉春行君

議事日程

〔総務委員会審査報告 日程第1〕

第 1 第15号議案 東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

〔厚生文教委員会審査報告 日程第2〕

第 2 第14号議案 東大和市義務教育就学児医療費助成条例

〔予算特別委員会審査報告 日程第3～日程第8〕

第 3 第 8号議案 平成19年度東大和市一般会計予算

第 4 第 9号議案 平成19年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

第 5 第10号議案 平成19年度東大和市下水道事業特別会計予算

第 6 第11号議案 平成19年度東大和市老人保健特別会計予算

第 7 第12号議案 平成19年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

第 8 第13号議案 平成19年度東大和市介護保険事業特別会計予算

第 9 第35号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例

第10 第36号議案 平成19年度東大和市一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第10まで

午前 9時31分 開議

○議長（松浦 誠君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 第15号議案 東大和市民民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

○議長（松浦 誠君） 日程第1 第15号議案 東大和市民民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、総務委員会委員長、大后治雄議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 大后治雄君 登壇〕

○2番（大后治雄君） おはようございます。ただいま議題に供されました第15号議案 東大和市民民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例につきまして、総務委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、平成19年3月14日に開催し、説明員に助役ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

まず配付済みの資料についての説明を受けた後、質疑に入りました。なお、質疑は次のとおりであります。

東大和市の防災計画があり、その中でも組織の中に消防団または消防団長が構成するということだが、災害と同時にこれは並行で考えていいのか、それとも防災計画の上にこれがあるのか、市としての位置づけはどうかとの質疑に対し、本条例については国民保護法から規定されているものである。また災害対策基本法に基づいて、災害対策本部も設置するところである。この両者の違いはももとの法律が違うだけであり、中身の組織としては消防団長が入っているかどうかだけの違いである。したがって両本部に違いはあるが、防災という面では災害対策本部で今までどおり対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、あくまでも総体的には国民保護法があるが、現状の東大和市の災害本部を計画の中での中心として考えていくということで理解してよろしいのかとの質疑に対し、一般の災害については災害対策基本法に基づいて活動する。国民保護法についてはあるあるが、国民保護対策本部の目的と緊急対処事態の本部の目的、これに応じたもので行動するという形になる。また一般の災害については、消防組織法や災害対策法に準じて活動するという形になるとの答弁がありました。

次に、防災訓練をいつも8月の末から9月に行っているが、国民保護法の中でも東大和市全体の訓練などをやるのか、市民の意見を聞いているさなかで決定はしていないと思うが、基本的にはどっちが先かという話が当然出てくると思う。将来的には市としてこれに基づいて市民の啓蒙、啓発や展開をどうしていくのかとの質疑に対し、訓練については、法律の中では、国民保護法の中では42条で災害対策に関する訓練と有機的に結合すべく配慮するようになつており、市独自、単独で国民保護の訓練はできないと思っている。今まで訓練しているところでも、例えば県や周辺の市町村、国などと結びついた中では実施しているので、具体的な訓練の方策については今後の課題となつてくると思っているとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論なく、第15号議案 東大和市民民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を原案どおり可決と決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告を終了させていただきます。

議長におきまして、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 大后 治雄君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 討論を行います。

〔12番 藤原宏子君 登壇〕

○12番（藤原宏子君） 12番、藤原宏子です。日本共産党東大和市議員団を代表して、第15号議案 東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例に反対する立場から討論を行います。

昨年、東大和市国民保護協議会条例が制定され、今さらに本条例が提案されています。そもそもこれらの条例の大もとは、2003年に制定された武力攻撃事態法、続いて制定された国民保護法を初め米軍支援法、特定公共施設利用法など、関連7法などの有事法制の具体化として国民保護協議会条例や国民保護対策本部条例等の義務づけがあり、この武力攻撃事態法はアメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則つきで国民を動員するという極めて危険な内容となっています。

国民の生命、身体、財産の保護、国民生活、国民経済への影響を最小限にする措置とされる国民保護法、米軍の行動が円滑かつ効果的に実施される措置としての米軍支援法、自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するための自衛隊法改正、これらがそれぞれ密接な関連を持ち、特に地方自治体や国民、民間に対し米軍と自衛隊への支援、協力の義務づけが一段と強化され、従わなかった場合の罰則まで規定した文字どおりの強制規定となっています。もちろん外部からの不当な侵略があった場合や大震災や大規模災害のときに、政府や地方自治体が国民の保護に当たらなければならないのは当然のことです。しかし有事法制における国民保護計画は、災害時における住民避難計画とは根本的に違うものです。

諮問機関である東大和市国民保護協議会が、今年度中に定める東大和市国民保護計画の実施を推進する機関として、東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部は今後重大な任務を担うことになります。国民保護法と言いながら、日本国憲法で保障された人権や生命を守る文言は、「制限は最小限のものに限り」などの注釈を加えたものであり、本部長となる市長が市民の命と権利を守ることもできないことが自明のこの条例に、日本共産党市議団として断固反対を表明するものであります。

以上です。

〔12番 藤原宏子君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第15号議案 東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第2 第14号議案 東大和市義務教育就学児医療費助成条例

○議長（松浦 誠君） 日程第2 第14号議案 東大和市義務教育就学児医療費助成条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、厚生文教委員会委員長、佐村明美議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 佐村明美君 登壇〕

○17番（佐村明美君） ただいま議題に供されました第14号議案 東大和市義務教育就学児医療費助成条例について、厚生文教委員会の審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、平成19年3月15日に開催し、説明員に助役ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

初めに、この助成事業費全体で2,300万円、その中の扶助費、医療費助成費で1,500万円余の算定の基準はどのように出されたのか、罹患率を出されたのか、10月1日から9月1日までの医療証の発行がなされているが、20年の4月に入学する1年生の半年はどうなるのか、どのくらい以上の方が所得制限があるのかとの質疑に対し、公立の小・中の児童の数は住民基本台帳の数字をもとにしている。罹患率は、おおむね乳幼児に比較して3分の2程度を想定している。平成19年10月からの開始なので、実質2カ月後の申請から4カ月分の扶助費を算定して1,524万円ほど出している。19年の10月から申請をしていただいて1年間の医療証が出て、10月、毎年更新をしていただくことになる。20年4月の新1年生については、4月の前に申請をしていただき医療証を発行する。この際の医療証の期間は、4月から9月30日までとなる。それ以降については、10月から9月までの1年間になる。新1年生については、最初は半年の交付になるが19年10月から制度が始まるので、それ以降については医療費の助成ができる。所得制限については、児童手当に準じてである。厚生年金等の加入者では、扶養親族等が例えば2名いた場合の所得制限は年間608万円であると答弁がありました。

次に、児童手当の案内で発行されたものがある。それに基づいて義務教育の医療費助成の御案内ができるよう進めていただきたいとの要望がありました。

次に、この条例で定める所得の制限の数値、それから助成の範囲の数値の決め方というのはどういう形でこのように決めたのか、この条例は子育てをしている家庭を支援しようという内容であるので、第1条の目的の中に児童の保健の向上と健全な育成を図りというのは必要ないのではないか、医療費の一部を助成することにより子育ての支援に資することを目的とするというふうにはっきりと書いた方がいいのではないかと質疑に対し、所得の制限や範囲の考え方ということについては、東京都から事業案が示され、都が2分の1の補助をするという説明会があった。内容については、東京都の案をそのまま各市区が条例化をしている流れになっている。目的の部分では東京都の要綱に基づいてつくっていたわけで、その中で小・中学校の学齢期は人間形成の核となる重要な時期であるということから、子育て推進の一環として義務教育就学期にある児童の治療に要する医療費の一部を助成し、自己負担の軽減を図るといった説明をいただいているところである。そのようなことから、目的の中に保健の向上等も含めさせていただいたという経過があると答弁がありました。

討論を終了し、採決の結果、全会一致で第14号議案 東大和市義務教育就学児医療費助成条例を原案どおり可決と決しました。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 佐村明美君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第14号議案 東大和市義務教育就学児医療費助成条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第3 第 8号議案 平成19年度東大和市一般会計予算

日程第4 第 9号議案 平成19年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第5 第10号議案 平成19年度東大和市下水道事業特別会計予算

日程第6 第11号議案 平成19年度東大和市老人保健特別会計予算

日程第7 第12号議案 平成19年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

日程第8 第13号議案 平成19年度東大和市介護保険事業特別会計予算

○議長（松浦 誠君） 日程第3 第8号議案 平成19年度東大和市一般会計予算から、日程第8 第13号議案 平成19年度東大和市介護保険事業特別会計予算まで、以上6議案を一括議題に供します。

以上6議案につきましては、予算特別委員会委員長、木下光雄議員の報告を求めます。

〔予算特別委員会委員長 木下光雄君 登壇〕

○15番（木下光雄君） ただいま議題に供されました6議案につきまして、予算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、3月19日、22日、26日の3日間にわたり付託されました第8号議案 平成19年度東大和市一般会計予算及び第9号議案 平成19年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算から、第13号議案 平成19年度東大和市介護保険事業特別会計予算までの5特別会計につきまして審査をいたしました結果、いずれも原案どおり可決と決しました。

以上で予算特別委員会の審査報告を終わらせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

〔予算特別委員会委員長 木下光雄君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 討論を行います。

〔1 番 粕谷久美子君 登壇〕

○1 番（粕谷久美子君） 東大和21、粕谷久美子です。平成19年度一般会計予算に反対の討論をいたします。

市長は、日本経済の状況は企業収益や雇用情勢の改善、設備投資や生産増加といった明るい見通しを施政方針の中で述べられていました。しかしその反面、働いても働いても豊かにならず、働いているのに生活保護水準以下の暮らししかできない人たち、ワーキングプアがふえている現状は否めません。東大和市の中でもしっかりと把握をしていく必要性があります。

19年度の一般会計予算における歳入につきましては、市税に関して全般的に税収の増を示しています。固定資産税では土地は減少、しかし家屋分でマンションや戸建て住宅の新築住宅等を見込み税収増としていますが、このままでよいのでしょうか。税収のために、まちづくりの視点など無視して手段を選べないのではないのでしょうか。

次に、歳出につきましては、財政が非常に逼迫している現状の中で、市の貯金である基金も底をついている状態でありながら補助金の見直しもされていません。目的に沿った事業に対して補助金を交付していくことが必要です。また補助金を交付している団体に対し、市の財政状況を明確に説明し削減の理解を求めることも必要なことだと思います。

また市の財政危機と一方的に言うことでなく、どこの自治体でも市民との協働、市民参加がまちを元気にさせる手段の一つと考えられています。市民が積極的にさまざまな分野に参加していくことは、これからのまちづくりには不可欠です。例えば、実際に市民が積極的に参加している廃棄物減量等推進員の活動も行政との連携なくしては進めていけません。お互いの役割を明確にし、積極的な市民の意欲を欠くことなく進めていくことが必要です。また（仮称）総合福祉センターに関して市民懇談会の開催で多くの市民の声、当事者の声を反映させていく方向性を示されていますが、今まで以上に徹底的に話し合いの場を持って確かなものにしていただきたいと思います。

また事業費を積算するに当たり緻密さが見られません。特にごみの収集運搬等委託料について言いますと、1台の2トンパッカー車が当市と同様に他市とも委託契約を結んでおり、それが何台もあるということがわかりました。積算の根拠となる人件費や車両費、保険料や税金など1台につき2市から支払われているという事実があるにもかかわらず、長年にわたり放置し高額な委託料を市民の税金から支払ってきています。それを是正するための措置をとらず、根本的な契約のあり方を改めることもせず、1社特命随意契約で行うことを到底認めることはできません。

教育については、市長就任以来12年間の三本柱として進められたものの一つですが、学習環境の整備として耐震補強工事、トイレ改修、クーラー設置などハード面では必要に迫られた事業予算であり、学校では学力向上のための習熟の程度に応じた少人数学習指導員、学校図書館指導員の配置などさまざまな取り組みをされています。しかし今の子供たちを取り巻く環境は大変悪化しています。

1人で安心して遊ぶこともできない不安な時代です。あつてはならないことですが、いじめや体罰などにも

立ち向かわなければならぬ、子供たちは毎日を送っています。子供本人が放課後、自分の選択で過ごせる居場所の一つ、放課後子ども教室、場所や人材、予算の関係からなのか秋から1校でのスタートということです。子供たちの意向に沿った取り組みになっていくのか見えてきていません。

以上のような点から19年度の一般会計予算に反対の討論とします。

[1 番 粕谷久美子君 降壇]

[16番 尾崎信夫君 登壇]

○16番(尾崎信夫君) おはようございます。公明党、尾崎信夫でございます。私は公明党を代表し、平成19年度東大和市一般会計予算並びに5特別会計予算に、賛成の立場で討論を行います。

日本の経済状況が、企業収益や雇用情勢の改善、設備投資や生産の増加する中、依然として消費の拡大に弱さがあるものの景気は回復しているとされているが、一方では、急速な少子高齢社会の進展、人口減少社会への突入による経済や年金、医療、介護などの社会保障制度の大きな状況の変化など将来に対する対応が迫られております。

このような中、国においては、特殊法人の改革、三位一体の改革、国家公務員の削減、歳入・歳出一体改革、補助金、負担金を抑制するなど改革が進められておりますが、当市におきましてもさまざまな先行きに対する確かな政策立案や、市民の目線に立って改革を進めていかなければなりません。「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」を目指して、庶民の側に立って努力されることを強く望むものであります。

さて、平成19年度予算におきましては、財政状況の厳しい中で限られた市税収入と少ない基金、下水道事業における資本費平準化債を活用してのぎりぎりの努力と工夫を凝らした予算編成となっております。

歳入におきましては、市税収入では、市民税個人では三位一体の改革に伴う税源移譲や定率減税の廃止による増収、市民税法人の決算見込みによる増加となっておりますが、一方では地方譲与税の廃止や地方交付税の大幅な減、それから住民税等減収補てん債の廃止など、また不動産売り払いや特定基金の取り崩し、繰越金の実績を勘案しての見込みによる予算となっており、今後における市財政に対しては、法人の決算状況や個人の税収を捕捉するとともに、国及び都の動向を注視しながら、市長を先頭に全庁挙げて全職員の知恵を引き出しながら歳入確保に取り組むことを強く望むものであります。

歳出につきましては、第2次行政改革大綱の推進が一定の成果を上げておりますが、経常収支比率が平成18年度予算と同様の90%を超える状況となっておりますが、今後とも第3次行政改革大綱の実施により一層の行政改革を推進し、歳出削減の努力と成果が求められています。そのためにも指定管理者制度や民間事業委託を積極的に活用し、歳出の抑制と徹底した行政運営の合理化と効率化を図るよう要望いたします。

次に、総務費では、平和広場で行う平和市民のつどいは、平和の大切さを再認識する機会として多くの市民が参加し、平和の発信地として定着するよう期待いたします。また子供たちの安全、安心のまちづくりのために、児童・生徒の下校時に通学路を中心に青色回転パトロールカーによるパトロールの実施は、保護者や父母、市民にとっても、まちの安全が確保されることに大いに期待するところであります。また、震災や災害時における自主防災組織についてはさらなる充実が必要であり、自主的な結成に向け積極的に努力されることを望むものであります。さらに戸籍事務の電算化やインターネット整備については、総合窓口化に向け市民サービスの向上につながるものと期待するものであります。また、毎週土曜日の午前中に本庁舎の窓口業務の一部試行的な開庁は、市民が待ち望んでいた事業であり、市民サービスの向上のためになくてはならない事業であり、一部試行ではなく土曜窓口業務の開庁事業となることを期待するものであります。

次に、民生費では、（仮称）総合福祉センター建設事業については、市民の期待するところであり、利用者が利用しやすい機能や運営になることを期待するものであります。また、学童保育所第七、第九クラブの新築等工事費については、利用者の保育環境の向上を目指すことを期待いたします。また、乳幼児医療費助成事業につきましては、本年10月から所得制限の撤廃を4歳未満児から全未就学児へ拡大されたことは、子育て家庭への重要な支援策であり高く評価するものであります。また、義務教育就学児医療費助成事業に対しては、新たに本年10月から小・中学生を対象として医療費の一部を助成する制度は全国初であり、保護者や父母からは子育ての一助になると大いに期待されております。また、子ども家庭支援センターの相談事業及び一時保育事業については、子育てに対する多種多様な支援のニーズは幅広い支援の状況が求められており、この事業に対する市民の要求は大きな期待があります。ますますの充実を期待するものであります。

次に、農林業費については、本市のような都市農業は新鮮な農産物の地産地消や、市民や子供たちの農業の体験学習の場、緑地や防災空間としての貴重な場所であり、体験型農園は将来における農業政策の一環として期待される事業であります。さらなる都市農業に対する政策の充実を強く望むものであります。

次に、土木費については、空堀川管理用通路への街路灯新設工事は、平成18年度に引き続き街路灯新設工事は市民のウォーキングや憩いの場所として親しまれつつあります。最近ではカルガモを初めとしてカワセミ、ハクセキレイ、コサギなどを見かけるようになっており、自然に親しめる場所となりつつあります。市民が自然に親しむ場所として、また憩いの場所として機能を高めることが求められております。またコミュニティバスの運行につきましては、現在のバス路線が事業者の都合で廃止になることは市民生活に与える影響が大きなものがあります。市として、コミュニティバスと路線バスを含めた交通機関対策を検討していくことが求められております。早期の検討を強く求めるものであります。

次に、教育につきましては、学校施設、設備につきましては、能登半島地震の教訓を生かすためにも震災対策を計画的に進め、市民の安全、安心を高めることが重要であります。また学習環境の改善のために、全校への早急な便所改修や特別教室へのクーラーの設置を進めることを強く望むものであります。

次に、児童・生徒の学力向上のための少人数学級指導員及び学校図書館指導員の配置、多摩島しょ子ども体験塾小学校スケート教室などにつきましては、東大和市の未来を担う子供たちが人材に育つために、学校関係者や地域の大人が子供をサポートしていくことが重要であります。そのために児童・生徒の豊かな感性を育てることに心がけながら、一人一人の得意分野を育てることを望むものであります。また放課後子ども教室の実施につきましては、小学校において放課後の子供の安全で健やかな活動の場所を確保し、すべての子供を対象に安全・安心な子供の活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動など取り組みを推進する事業であり、保護者や地域社会が一体となって教育に取り組むという、本市の中核をなす事業として発展していくことを期待しております。また本年1校でモデル的に実施するとのことですが、速やかに全校実施できるよう取り組むことを強く望むものであります。また東大和出前講座、多摩湖塾は市民との協働の理念を実現するための情報提供と学習の場として大いに期待するものであります。

次に、図書館事業につきましては、市民の要求の多かった夜間開館日を1日ふやし、水、木、金の3日となったことは高く評価するものであります。

続きまして、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、一般会計からの繰入金で11億円を超える状況であり、国保加入

者のための医療保険制度としての安定した事業運営に努めるとともに、早急な国保事業の安定化に向けての国や都の動向を的確にとらえ、推進することを望むものであります。

次に、下水道事業特別会計につきましては、特別会計の使用料は歳入の43%、一般会計からの繰入金が27%を占めており、歳出は公債費が63%を占めておるといふ状況でございます。初期投資の債務返済に努めながら、資本費平準化債を利用し事業の円滑な実施をすることを望むものであります。

次に、老人保健特別会計につきましては、国における医療制度改革の動向に注視しながら、高齢者医療の安定化や充実に努めていただきますよう要望いたします。

次に、土地区画整理事業特別会計につきましては、残りわずかとなった移転交渉の成立に誠心誠意取り組むことを期待するとともに、事業の早期完成を目指し努力することを望むものであります。

介護保険事業特別会計につきましては、介護予防事業の充実や地域密着型サービスの導入など、利用者のニーズに合わせた事業に取り組むとともに、保険給付の適正化を図ることとともに事業の円滑な推進を望むものであります。

以上、平成19年度東大和市一般会計予算並びに5特別会計予算についての討論といたします。

〔16番 尾崎信夫君 降壇〕

〔11番 西川洋一君 登壇〕

○11番（西川洋一君） 私は日本共産党東大和市議員団を代表して、平成19年度一般会計予算及び国民健康保険事業特別会計予算、老人保健特別会計予算、介護保険事業特別会計予算に反対をし、下水道事業特別会計予算、土地区画整理事業特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

18年度には自民・公明政権によって定率減税の2分の1縮減、公的年金控除の段階的廃止、老年者控除の廃止などが行われました。これにより高齢者を初め働き盛りの世代にまで大きな税負担がかかりました。また介護保険制度の改悪や障害者自立支援法も実施され、庶民は大打撃を受けました。

19年度も引き続き18年度と同様の負担増が行われます。このことは予算審議の中で明らかになりました。

市民税個人分において、昨年当初予算に比べ8億9,254万円の増収となっておりますが、これは市民所得がふえたことによるものでなく、市民への新たな負担増によるものです。

内容を見れば明らかです。定率減税の廃止による増収、つまり新たな市民負担増分が2億1,600万円にも上ります。18年度の定率減税2分の1縮減と合わせると、約9億円の負担増ということになります。

所得税を住民税に置きかえる税源移譲は、当面所得税が減額になったように見えますが、6月以降は住民税の増税になって市民にかかってまいります。

国は地方財政計画により、財政需要に見合った財源を地方自治体が確保できるように措置したと言われておりますが、新たな財源を国から地方に回したものではありません。定率減税廃止による市民増税を組み込み、また自治体の歳出削減を見込んだもので、地方財政は引き続き困難になっております。

ワーキングプア、働いても働いても低賃金の苦しい生活状態から抜けられない状況に陥れられている人たちのことが社会問題になりました。根源に労働関連法の規制緩和による派遣労働、請負労働の拡大や非正規雇用の労働者の増大が挙げられます。この法改正、規制緩和については、自民党、公明党に加えて、これに加担した民主党の責任も重大です。

2004年の統計資料によれば、東大和市内の事業所で働く非正規雇用の労働者の比率は56%と高くなっていますので、東大和市にもワーキングプアの状態があると見込まれます。市は市内労働者の状況をしっかり把握す

ることが必要です。

市役所職員においても正職員を減らしてきましたが、臨時職員、つまり非正規雇用職員を年々ふやしてきました。非正規雇用職員の総労働時間分、これを正職員が働いたとして何人の正職員が働いたかということで計算して得た人数と正職員の人数及び嘱託員の人数を加えますと——総人数、この総人数がどう変化してきたかを見ても、年々増加しております。職員定数削減による人件費削減というふうに言われますけれども、正職員が減ってきているが、正職員換算で得た総人数は増加している。これは低賃金の労働者に置きかえたにすぎない。非正規雇用労働者の拡大に東大和市役所も一役買っているといえます。

生活保護受給者は引き続きふえ続け、昨年より101名ふえ1,354人となりました。

これらを全体として見れば、市民生活は引き続き厳しい状況に置かれているとすることができます。

国の政治により市民の暮らしが増税その他により大変になってきているとき、市は地方自治法第1条の2「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」というこの精神に立って、市民の暮らしを直接応援する施策を行うことが求められておりました。

18年度は、障害者自立支援法施行によって障害者とその家族に大きな負担がかかりました。全国的な運動により、政府自身が一定の手直しを行い軽減措置に踏み出しましたが、市は何の独自施策をとらず、この予算に独自施策が計上してあると説明できませんでした。

障害者自立支援法による負担割合が変更になったことにより、市の負担が3,338万円軽減されていることが昨年の9月市議会で明らかになりました。今からでも市独自の障害者負担の軽減のための独自施策を行うべきです。

所得税の定率減税半減、18年度実施による増税の影響で、収入はふえなかったのにことし4月から保育料は上がるという子育て世帯が生まれます。厚生労働省は、増税が保育料アップにつながらないようにする基準改定の通知を出しました。市は通知に基づき、保育料が値上げにならないように保育料の基準を改定すべきです。

生活困難な市民への施策を行うことこそ政治の役割であるべきなのに、予算ではこの基本的な点が見えません。高齢者の非課税措置廃止によって、非課税から課税になる方々の負担増は平均で4万円に届こうとしています。この方々への配慮が全くありません。柔軟な障害者認定と認定書送付によって、要介護者とその家族の負担軽減に大きな道が開けるにもかかわらず、まともな検討もされておられません。

行政改革で一度は廃止した高齢者入院見舞金を復活したことは評価するものです。小さく産んで大きく育てていただきたいと思います。一刻も早く充実した制度への改善を要望いたします。

乳幼児医療費助成と小学校入学前児童まで所得制限を外して制度化したことも評価いたします。私どもが初めて乳幼児医療費助成制度の実施を提案したころは多くの批判がありましたが、今日この制度は当然の制度として受け入れられ、子育て世代の市民を初めとして強い要求となっています。引き続き中学校3年生までの医療費無料化の実現を望みます。

能登半島に巨大地震があり大きな被害が出ました。東京にも遠くない時期に大規模地震があると予測されています。子供たちが日々生活、学習し、そして避難場所となる小・中学校の耐震化工事のおくれは重大です。他市との比較でも著しくおくらせています。国や東京都への働きかけをもして早急な改善を望むものです。

また東京を除く46道府県で実施されている少人数学級の実施について、東京都だけが未実施であり、習熟度別少人数授業ではなく少人数学級を早期に実施されるよう東京都への働きかけを求めます。

またこの予算の中には有事関連法制に絡む予算の項目があります。私は戦争に一貫して反対してきた党の一員として、この項目に対しては強く反対をするものです。

国民健康保険事業でも、国の税制改悪の影響で保険料が引き上げられることが明らかになりました。また短期保険証を受け取りに来ない人、つまり保険証を手にしていない人が329世帯もいます。市は、この方々の中に現に病気の方がいないのか、高齢者世帯や子育て世帯が含まれていないのか現状をつかんでいませんでした。保険料を納めたくても納められない人の状況を正確に把握して、医療を受ける権利を奪うことのないよう求めるものです。

介護保険事業では、18年度の制度改悪により、保険料は上がるが介護サービスは後退する状況になりました。介護の現場では、適切な認定がなされていない、必要なサービスが受けられないなどの多くの問題が出ています。3年ごとの制度見直しの期間を待たず改善するよう要望するものです。

以上をもって予算討論といたします。

[11番 西川洋一君 降壇]

○議長（松浦 誠君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時30分 開議

○議長（松浦 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き討論を行います。

[6番 中村庄一郎君 登壇]

○6番（中村庄一郎君） 6番、中村庄一郎です。新政会を代表いたしまして、平成19年度一般会計予算ほか5特別会計につきまして賛成の立場で討論をいたします。

日本経済は、長い停滞のトンネルを抜け出し、デフレからの脱却が視野に入るなど着実に回復の傾向にあるようですが、家計部門への波及効果はいまだ実感できないのが現状であります。

さて、東大和市の予算編成であります。市長の施政方針で述べられたように、国や東京都は地方自治体への補助金や負担金を抑制するなど厳しい情勢にある中、住民サービスを低下させないことを念頭に人件費の抑制や各種事業の見直し、効率化を図るなどの努力を図られたことが随所に見られるなど、大変御苦労されたことと推察いたします。改めて市長を初め職員の努力に対しまして感謝をいたします次第でございます。

それでは、それぞれの会計について申し上げます。

初めに一般会計予算の歳入であります。市税は前年度に比べ12.1%と大きく伸びているようでありますが、これは市民税において、三位一体改革に伴う税源移譲や定率減税の廃止等の税制改正や一部の法人の好業績を反映したものであると思われ、必ずしも景気回復による安定的な税収の増ではありません。しかしながら市税は市の基幹をなす歳入でありますことから、引き続き捕捉と収納の努力に努めていただきたいと思います。

また地方交付税の大幅な減や減税補てん特例交付金の廃止など、歳入に及ぼす影響が今年度は顕著にあらわれていることから、市財政を取り巻く環境は厳しさを増すものと思われ、今後も歳入の確保に特段の努力をされるようお願いをいたします。

次に、歳出であります。市長は市民生活の基本となる福祉、防災、教育の充実に向けて12年間市政運営に努力してこられました。平成19年度の予算におきましてもこれらの柱に重点を置き、市民サービス向上の諸

施策を策定されたことをうかがい知ることができます。

まず総務費では、青色回転灯パトロールカーを購入し、子供たちの安全確保の強化に努められますが、犯罪の抑止や防犯意識の高揚に寄与することを期待をいたします。

また土曜の午前中に本庁の窓口の一部を開庁をされますが、市民サービスの向上のため努力していただきたいというふうに思います。

民生費では、（仮称）総合福祉センター建設事業がスタートしますが、市民の声を十分反映させた施設計画を進めていただきたいと思います。

また子育て支援の推進を目的に、乳幼児医療助成事業では全未就学児への所得制限の撤廃や、義務教育就学児医療助成として小・中学生を対象とした医療費の一部助成を実施されます。さらには高齢者福祉施策として、高齢者見舞金の支給を新たに実施することを高く評価をいたします。

衛生費を見ますと、（仮設）保健センターの建設を予定されておりますが、円滑な保健事業が行われる施設建設に努めていただきたいというふうに思います。

土木費では、都市計画道路3・5・20号線の用地買収、空堀川管理用通路への街路灯新設、狭山緑地の用地買収など継続事業が予定されておりますが、引き続き事業への取り組みに御努力をお願いいたします。

消防費では、消防団への消防無線機器の購入や災害対策用備蓄コンテナの整備などを計上されましたが、災害から市民の生命や財産を守るため、引き続き災害対策に努められることをお願いをいたします。

教育費では、第三小学校の校舎耐震補強設計や第五小学校の校舎耐震診断を実施されますが、引き続き耐震対策を積極的に進めていただきたいと思います。

市内小学校1カ所でモデル事業としてスタートする放課後子ども教室は、児童の放課後を安心・安全に過ごす居場所としてよい効果が出ることを期待しております。

次に、特別会計であります。国民健康保険事業特別会計は市民の医療を担う事業であります。前年度に比べ19.6%の増となっており、一般会計からの繰入金も11億6,000万円と多額になっておることから、引き続き厳しい財政運営が求められることと思われ。円滑な事業運営を行うためにも収納率のさらなる向上に努められ、国や東京都に対しましても国保制度の改善を要望するようお願いを申し上げます。

次に、下水道事業特別会計では、引き続き必要箇所の整備等を実施され、維持、管理の充実に努め、快適な生活環境づくりに努めるようお願いをいたします。

続きまして、土地区画整理事業特別会計ですが、移転補償費や道路築造工事費等を計上しておりますが、事業の早期完成を目指し努力していただきたいというふうに思います。

次に、老人保健特別会計及び介護保険事業特別会計ですが、高齢化が進む中、高齢者の方々が安心して医療が受けられることができるよう、また3期介護保険事業計画の介護保険事業の円滑な実施に努められるようお願いをいたします。

最後になりますが、市の財政状況は一段と厳しくなると予測されますことから、健全財政を構築するため第3次行政改革に積極的に取り組み、「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」の達成に全職員の英知を結集し、8万市民の福祉のために不断の努力をされますよう要望をいたしまして、平成18年度一般会計予算ほか特別会計予算についての賛成討論といたします。

失礼しました。訂正いたします。19年度を18年度と言ったようです。19年度でございます。済みません、失

礼しました。

〔6 番 中村庄一郎君 降壇〕

〔21番 小林知久君 登壇〕

○21番（小林知久君） 21番、小林知久です。平成19年度一般会計及び5特別会計に対し、賛成の立場から討論いたします。

初めに、当選以来、毎年申し上げていることを申し上げます。

行政運営において最も大事なことは、予算の策定作業よりも執行する際のやり方、施策の背景となる理念であると考えております。たとえ予算が決したとしても、それは施策の概要でしかなく、やり方、考え方いかんによっては、施策そのものを台なしにしてしまうこともあると考えます。予算執行の隅々まで、ゆめ怠ることのないようしていただきたいと考えております。

そういった視点に立ち、執行に際しての要望を二つ申し述べます。

一つ目、規則や公平性をもし言うのならば、その規則や公平性の根拠を必ず確認してください。

規則や公平性を言いながら、その根拠となる法令や条例の趣旨を理解していない場面が見受けられます。申し送り事項で前任者から方法論を引き継ぐことも当然必要ですが、必ず施策の目的は再確認してください。

行政事件訴訟法が改正され、行政訴訟の原告適格が広がったことは御存じでしょうか。詳細はここでは申し述べませんが、法の趣旨を踏まえた対応をとる必要性がますます高まりました。

行政としてあるべき姿を踏まえた遵法精神に本当の意味でのとった行動をとるべく、原点からの再確認を望みます。

二つ目、これも毎年申し上げることですが、みずからの良心に基づいて仕事を行ってください。

組織として守るべき論理は確かにあります。ですが、行政は、特に地方自治体は、目の前にいる人のためにあることを常に心にとめ、みずからの良心に基づき、必要と考える場合については、言いわけのための努力を行うのではなく論理を変える努力をしてください。

真に必要なことは、手続を踏めば必ず実行できるように制度はつくられております。その手続は果てしない道のりに感じ、自分ひとりの手には負えないと思うかもしれません。ですが、そのときこそ行政が生来から持つ粘り強さと、これと決めたら世代を超えてでも実行する継続性を発揮してください。

今のところ後ろ向きな、守ることのみにきゅうきゅうとし、行政の特性を負の側面に向けている節があります。施策を改善することの方が、多少手間でも結果的にみずからの身を守る場合がふえてきていると感じることはありませんか。単なる現状維持は一切身を守らない時代です。行政の特質を前向きに生かすすべを身につけてください。そして訪れた人から常に感謝される、納得される市役所を目指しましょう。もちろん道のりは遠いものです。少しずつでも結構です。前に進むために日々の仕事を改善してください。

さて、財政運営について申し上げます。

本年度の予算策定に当たり、全施策での一律点検、削減を行われました。しかし、これは二つの意味で非常に危惧される方法論であると考えます。

まずは事業執行に当たり、不十分な予算であることにより、不備はないまでも効果を薄めてしまう可能性がある点です。全体的に予算を減らすというのは、見かけ上のショックは小さいものですが、先々ボディーブローのように東大和市政をゆがめる可能性が高いと考えます。一刻も早く施策の整理を行い、メリ張りのきいた市政運営を行うことを望みます。

もう一つは、これまでの財政運営の正当性を疑わせる結果を招くという危惧です。端的に言えば、ことし削減できるのに、なぜ今までできなかったのか、という疑問をわかせるということです。これは長い目で見れば市政へのさめた視線を招き、信頼感を失わせかねません。ますます高度化する行政需要に対応するには、市民からの信頼感を失わないこと、取り戻すこと、これは最優先の課題と言っても過言ではありません。目先の怒りを買うのをおそれ、将来にわたる信頼という財産を失うことのないよう、勇気を持って施策点検を行ってほしいと思います。

全施策の一律削減を考える前に、施策の趣旨に立ち返ればまだまだできることはたくさんあります。

例えば学校空き教室と学童保育所の問題などはいいい例だと思います。確かに学童保育所を学校以外に置く意味は、かつてはかなりあったとお見受けします。

しかし現状はどうでしょう。親御さんは何を一番望んでいますか。まず預かってもらえることが第一ではないでしょうか。学校の中に置けば、もっと早く学童は全区に置けたのではないのでしょうか。待機児も格段に減ったのではないのでしょうか。

こう言うと、学校には空き教室がないからとだれかが言うでしょう。しかし、こういうふうには否定のための論理をこねくり回して言いわけする前に、やるための論理を構築できたのではないのでしょうか。難色を示す人を説得できたのではないのでしょうか。

これだけお金がない状況の中で、こういった建前論にこだわり、それゆえに財政効率化が進まず、結果、職員が減る。これは職務に殉じたという美しい話でしょうか。笑い話ですよ。まさに自殺行為です。もうこういうことはやめてほしいと考えております。

空き教室と学童を例に挙げましたが、これだけの問題ではないと念のために言っておきます。当然市政全般に言えることだと皆さん思い当たるかと思います。お金がないのだから、先入観なく、最善の方法で施策の効率化をしてください。言いわけにではなく、前向きな施策を実施することに思う存分頭をひねってください。

皆さんの言葉遊びの費用を、未来の市民が負担しているということを自覚を持って考えてください。猶予はありません。苦笑いされない、鼻で笑われることのない、胸の張れる施策に正面から取り組まなくてはなりません。市長、そのためにあなたがいます。三役に部長の皆さん、そのためにあなたたちがいます。自分の子供、孫に面と向かって説明できるかどうか、皆さんが常に意識されることを心より望みます。

私はこの4年、議員としてこの東大和市をよいまちにしようと努力してきたつもりです。しかしながら至らぬ点は多々あります。ひとりでは力及ばぬ点はもっとたくさんあります。であるからこそ行政の皆さんに期待します。高い精神性を涵養し、持ち前の粘り強さを発揮し、少しでもよい東大和市へと前進させてほしいと思っております。

組織を挙げての、そして職員一人一人の良心に基づいての虚心坦懐の取り組みを心より望み、私の討論とさせていただきます。

[21番 小林知久君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第8号議案 平成19年度東大和市一般会計予算、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

[賛成者起立]

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第9号議案 平成19年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第10号議案 平成19年度東大和市下水道事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第11号議案 平成19年度東大和市老人保健特別会計予算、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第12号議案 平成19年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第13号議案 平成19年度東大和市介護保険事業特別会計予算、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第9 第35号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松浦 誠君） 日程第9 第35号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔助 役 小飯塚謙一君 登壇〕

○助役（小飯塚謙一君） ただいま議題となりました第35号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法及び同法施行令が改正されたことに伴いまして、市長の選挙において候補者が選挙運動のために使用するビラの作成費用を、条例で定めるところにより公費負担とすることができることとされたため、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容について御説明申し上げます。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に「並びに法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）」を加えるものであります。

次に、第9条を第12条に繰り下げるものであります。

第8条中「第6条後段」を「第9条後段」に改め、同条を第11条にするものであります。

第7条を第10条に繰り下げるものであります。

第6条中「第8条」を「第11条」に改め、同条を第9条とし、第5条の次に新たに第6条から第8条までの3条を加えるものであります。

第6条は、ビラの作成の公費負担について定めたものであります。

第1項の本選挙の公費負担につきましては、1枚当たりの作成単価の限度額に、法第142条第1項第6号に規定する2種類以内のビラ1万6,000枚を限度として乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができるものとしてあります。

第2項は、再選挙におけるビラの枚数を、公職選挙法施行令第132条の7第1項の表に規定された6,500枚を限度としてするものであります。

第7条は、ビラの作成の契約締結の届け出について規定するもので、候補者がビラの作成の有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出ることとしたものであります。

第8条は、ビラの作成の公費負担額及び支払い手続について規定するもので、候補者がビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、支払うべきビラの1枚当たりの作成単価に当該ビラの作成枚数を乗じて得た額とするもので、1枚当たりの作成単価については7円30銭を限度とし、作成枚数は本選挙においては法第142条第1項第6号に定める枚数、再選挙については施行令第132条の7第1項の表に定める枚数の範囲内とし、選挙管理委員会が確認したものに限り、ビラ作成を業とする者からの請求に基づき支払うこととしたものであります。

附則であります。条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

[助 役 小飯塚謙一君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第35号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第10 第36号議案 平成19年度東大和市一般会計補正予算（第1号）

○議長（松浦 誠君） 日程第10 第36号議案 平成19年度東大和市一般会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[助 役 小飯塚謙一君 登壇]

○助役（小飯塚謙一君） ただいま議題となりました第36号議案 平成19年度東大和市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算を提案いたします理由の一つといたしまして、ただいま議決をいただきました第35号議案に伴います印刷製本費及び選挙運動公費負担金の増額、二つ目といたしましては学童保育に入所する児童の安全性を確保するため、新たに介助員を雇用し、その受け入れ体制の整備を図るためのものであります。このため、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243億5,218万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算の補正につきまして御説明を申し上げます。

1の歳入であります。

第17款の繰入金金は418万2,000円で、財政調整基金の取り崩しの増額であります。

次に、2の歳出であります。

第2款の総務費は40万7,000円の増額で、市議会議員及び市長選挙費の増額であります。

第3款の民生費は377万5,000円の増額で、学童保育所運営費の増額であります。

以上であります。事項別明細書の説明につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

[助 役 小飯塚謙一君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第36号議案 平成19年度東大和市一般会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（松浦 誠君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成19年第1回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前11時 閉議・閉会